

緑 と 清 流 の ま ち

わかさ 議会だより

第190号
令和7年
5 月号
WAKASA TOWN

若き起業家

URUWASHI (うるわし)
JAPANESE TEA 店主
(ジャパニーズティー)

たんまつ
丹松

ゆう
雄さん



議会事務局のアドレスへ



P2～3
P4
P5
P6～11

令和7年度 一般会計予算
令和6年度 一般会計補正予算
予算審査特別委員会報告
審議結果・討論

P12～14
P15
P16～19
P20

一般質問
議会表彰関係・研修
常任委員会報告(抜粋)
わたしの想い(森岡さん)

総額 47億

9700万円で スタート

入し経済循環を強固に!

マスタープラン 策定へ

企画政策課

都市計画事業 1820万円



若桜駅周辺

「本町の都市計画に関する基本的な方針」、「本町の将来像を示す総合的な指針」として「若桜町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」を策定し、まちづくりの方向性を示すもの。

国際感覚豊かな 人づくりを

依存財源 (73.2%) 35億1248万円

自主財源 (26.8%) 12億8453万円

補正項目は一部の掲載となっています。

教育委員会

国際交流事業 500万円



来町訪問団との交流のようす

令和3年12月に締結された、若桜町と台湾新竹縣横山郷の「友好交流協定」に沿って、信頼と友好関係に基づく人的交流をする。また、新たな文化や友との出会いから様々なものを吸収し、国際感覚豊かな人づくりを推進するもの。

○訪問団は、児童5・6年生（最大22名）を想定。

第2回

3月定例会

令和7年度当初予算 一般会計

デジタル地域通貨導

企画政策課

グリーンスローモビリティ事業 1983万円



イメージ

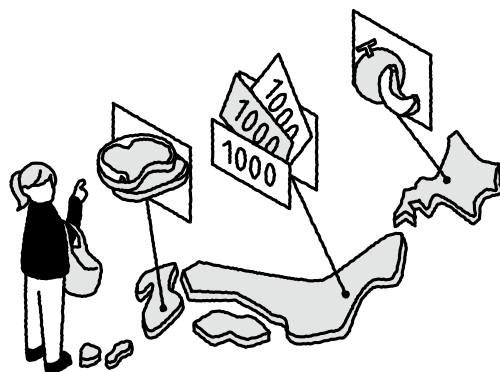
地域が抱える様々な交通の課題解決と、地域での低炭素型モビリティの普及を同時に進めるグリーンスローモビリティの導入・活用を目指すもの。

- 宿内を周遊する路線定期運行は、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて毎日運行する。
- 観光用車両は、冬期間12月～3月を除いて毎日運行する。

利便性向上を！

企画政策課

地域内経済循環促進事業 3567万円



町内でのみ利用できるデジタル地域通貨（ポイント）を導入することで、町外に流失している消費を町内へ取り戻し、地域内経済の好循環・商工業界の活性化を図るとともに、町独自の行政ポイントの発行も併せて実施し、町事業の推進による各種課題解決や地域コミュニティの活性化を図るなど、持続可能なまちづくりへ繋げるもの。

- 町民1人カード1枚で初期付与ポイント（5000円分）を付与して配布する。

特別会計

事業名	本年度予算額
国民健康保険	4億2700万円
介護保険	6億4400万円
後期高齢者医療	8194万円
赤松団地造成	56万円
財産区造林	224万円
索道	3229万円
住宅新築資金等貸付	50万円

地域内経済の
活性化を！

令和7年第1回若桜町議会臨時会

令和7年1月23日

物価高騰！
生活応援を

令和6年度
一般会計補正予算
(第7号)

4619万円追加し
総額 48億
2927万円

経済産業課

商工振興事業
1515万円



エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域内商品券を配布することで、消費喚起と地域内経済循環を図ることを目的に、全町民に5000円の「暮らし応援券」を交付するもの。

○一人当たり5000円分はすでに2月に配布。

令和7年第2回若桜町議会定例会
令和6年度若桜町一般会計補正予算(第8号)

2億8168万円を減額し、
総額 45億4759万円

予算審査特別委員会

委員長 谷口 貴

副委員長 梶原 明

令和7年度若桜町一般会計予算

■審査の経過

3月12日、13日、14日、17日、18日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行った。



■審査の結果

当委員会に付託された議案は、原案を可決すべきものと決定した。

令和7年度若桜町特別会計予算

国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、赤松団地造成事業
財産区造林事業、索道事業、住宅新築資金等貸付事業、簡易水道事業
下水道事業

■審査の経過

3月12日、13日、14日、17日、18日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行った。

■審査の結果

当委員会に付託された議案は、原案を可決すべきものと決定した。



補 正 予 算	令和6年度若桜町一般会計補正予算（第8号）	可決
	2億8168万円を減額し、歳入歳出予算を45億4759万円とする。	
	令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	可決
	476万円を減額し、歳入歳出予算を4億6748万円とする。	
	令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	可決
	5416万円を減額し、歳入歳出予算を6億5370万円とする。	
	令和6年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算（第1号）	可決
	46万円を減額し、歳入歳出予算を172万円とする。	
条 例	令和6年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第2号）	可決
	316万円を減額し、歳入歳出予算を1億5258万円とする。	
	令和6年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第5号）	可決
	収益的収入114万円を減額し1億5418万円。 収益的支出104万円を追加し1億5407万円に予定額を補正する。 資本的収入6288万円を減額し1億1719万円。 資本的支出6239万円を減額し1億7696万円に予定額を補正する。	
条 例	令和6年度若桜町下水道事業会計補正予算（第4号）	可決
	資本的収入2316万円を減額し8033万円。資本的支出2616万円を減額し1億6172万円に予定額を補正する。	
	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	可決
	一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与が改定されることに伴い、所要の改正を行うもの。	
	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正	可決
	令和6年人事院勧告に準じて、所要の改正を行うもの。	
条 例	若桜町ゆはら温泉ふれあいの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	使用料を改定するため所要の改正を行うもの。 ○町外の大人の使用料を改定 改定前：大人1人につき400円→500円 ※その他使用料は据え置き	
	若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正	可決
	基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うもの。	
条 例	若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	可決
	基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うもの。	

一目でわかる 審議結果

第1回議会臨時会 1月23日

補正予算	令和6年度若桜町一般会計補正予算（第7号）	可決
	4619万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ48億2927万円とする。	

第2回議会定例会 3月11日～21日

予算	令和7年度若桜町一般会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を47億9700万円と定める。	
	令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を4億2700万円と定める。	
	令和7年度若桜町介護保険事業特別会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を6億4400万円と定める。	
	令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を8194万円と定める。	
	令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を56万円と定める。	
予算	令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を224万円と定める。	
	令和7年度若桜町索道事業特別会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を3229万円と定める。	
	令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決
	歳入歳出予算の総額を50万円と定める。	
	令和7年度若桜町簡易水道事業会計予算	可決
	収益的収入及び支出の予定額を1億4856万円と定める。 資本的収入2億8162万円及び支出3億3740万円と予定額を定める。	
	令和7年度若桜町下水道事業会計予算	可決
	収益的収入及び支出の予定額を2億3818万円と定める。 資本的収入8664万円及び支出1億5173万円と予定額を定める。	

条

条 例	若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	払下げを行ったことにより、町営住宅（西町住宅）の居室が、町営住宅でなくなったもの。	
	若桜町八幡広場の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	町民の生涯スポーツの振興と健康増進のため大人年会費を改定する等、所要の改正を行うもの。 ○改定前：一律5000円→80歳未満5000円、80歳以上2500円、90歳以上全額免除 ※その他使用料は据え置き	
	若桜町立わかさ温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	燃料費等エネルギー価格の高騰のため使用料を改定する等、所要の改正を行うもの。 ○町外の大人の使用料を改定 改定前：大人1人につき400円→500円 ※その他使用料は据え置き	
	若桜町使用料徴収条例の一部改正	可決
	行政財産の使用料に関する規定について、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うもの。	
	若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	行政財産の使用料に関する規定について、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うもの。	
	若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	行政財産の使用料に関する規定について、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うもの。	
	若桜町活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	行政財産の使用料に関する規定について、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うもの。	
	若桜町エゴマ搾油加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	行政財産の使用料に関する規定を新たに設けるとともに、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うもの。	
	若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	行政財産の使用料に関する規定について、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うもの。	
	若桜町立地域福祉センター・ドリーミーの設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	行政財産の使用料に関する規定について、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うもの。	
	若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	可決
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。	

請願

氏 名	谷口 貴	森田 二郎	梶原 明	山本 安雄	山本 晴隆	川上 守	中尾 理明	小林 誠	山根 政彦	結 果
裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める請願	○	×	○	×	○	○	×	○	議	不採択

原案賛成 中尾理明

裏金問題は、旧安倍派会計責任者の聴取と幹部証言が異なっています。元会長森喜朗氏証言も含め徹底解明が必要です。金で政治がゆがめられないよう1994年のトップ会談で約束された企業・団体献金禁止が必要です。よって、原案に賛成します。

原案反対 川上 守

石破茂内閣総理大臣は、裏金問題については、国会議員として説明責任を、企業・団体献金については、廃止より公開を、と言っておられます。私自身、自民党員として、石破茂内閣総理大臣の考えを尊重し、原案請願には反対です。

原案賛成 森田二郎

企業・団体献金が、公正公平な議会運営に必要なとは思えません。単純明快な議会運営や議員活動こそが、政治への信頼回復につながります。よって禁止が必要と考え、原案に賛成します。

原案反対 梶原 明

本国会ですでに議論されている案件であると考えます。添付されている提出意見書（案）の内容についても提出できるものではないと考えるため反対します。

原案賛成 山本安雄

政治資金規正法では、公明と公正の確保・国民の疑惑を招かない事を謳っている。政党・団体の献金や自民党の裏金問題、チケット収入のキックバックに係わることは付度の疑惑を招く恐れがある。よって賛成します。

町政などに対して意見や要望があるときは

町政などへの要望等を直接書面で提出できる制度として、請願・陳情があります。

提出された請願・陳情は議長が議会運営委員会に諮り、常任委員会に付託するか否かを決定します。「常任委員会の審議になじまない」と判断されたものについては付託しない場合もあります。審査後は本会議で採否を決め、採択されれば、行政に活かされるよう町長または関係機関に審議結果を送付し願意の実現を求めます。

請願・陳情のくわしい要領・様式は、

町ホームページ

若桜町 議会の傍聴と陳情・請願

検索



をご覧ください。

討論

原案に対して
賛否の分かれた議案

「○」 賛成、「×」 反対
「議」 議長（採決は議長を除く）

第2回議会定例会 3月11日～21日

予算

氏 名	谷口 貴	森田 二郎	梶原 明	山本 安雄	山本 晴隆	川上 守	中尾 理明	小林 誠	山根 政彦	結 果
令和7年度若桜町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	×	○	議	可決

原案賛成 川上 守

解放同盟高野支部への補助金の大半は、全国大会・研修等の参加費や旅費等で支出されているもので、同和推進協議会の活動に準じて参加をしているものです。人権問題に関われることは大変重要と考えており、人権問題の理解と解決に向けて必要です。よって、この議案に賛成です。

原案反対 中尾理明

解放同盟高野支部への補助金は、同和対策の特別法が2002年3月末で失効しており、法的根拠を失っています。また支部は任意の運動団体であり、補助金に頼らず、自主運営すべきです。よって反対します。

陳情

氏 名	谷口 貴	森田 二郎	梶原 明	山本 安雄	山本 晴隆	川上 守	中尾 理明	小林 誠	山根 政彦	結 果
「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書	○	×	○	×	○	○	×	○	議	不採択

原案賛成 山本安雄

大企業の下請けや孫請けで経営する中小企業・小規模事業所が行う「設備投資」や「充実した福利厚生」により働く環境整備を行い、生産の向上による賃上げ、併せて雇用確保が地域内循環にも繋がるので賛成します。

原案反対 川上 守

地方と都市部では衣食住に係る経費は、大きくへだたりがあり、それによって賃金格差が生じている。この最低賃金の見直しは、地方が地方においてされるべきで、全国一律の制度改正は難しいと考え原案に反対します。

原案賛成 中尾理明

中小企業・小規模事業所は厳しい経営が続いており、これら事業者の賃上げに対して、国の支援が必要です。大企業の内部留保511兆円に課税し、税収増を支援の原資として活用すれば可能です。よって賛成します。

原案反対 谷口 貴

短期的には労働者の収入増につながるが、雇用減少・物価上昇・地域格差拡大といった問題を引き起こす可能性がある。金融・為替市場も含め、慎重な政策判断が求められるため、最低賃金審査会に任せるのが良いと考える。よって原案に反対します。

原案賛成 森田二郎

中小企業支援が主目的の陳情である。中小企業に資金だけでなく、インボイス制度の見直しや販路拡大等の支援をすれば、労働環境が向上し、人材確保や景気回復につながるはず。よって原案に賛成します。



く町政を問うく

一般質問

- ・各一般質問の主な内容を各議員が要約して掲載しています。
- ・一般質問の全ての内容については、スマホ、タブレット等でQRコードを読み込むと、ご視聴になれます。

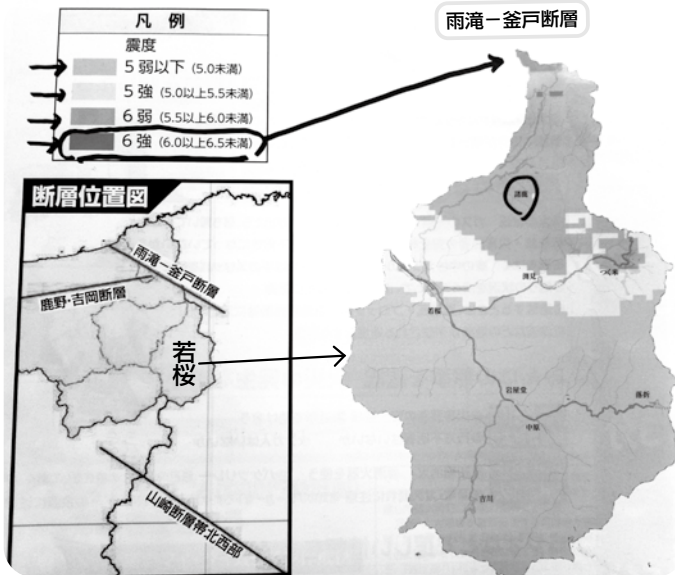
質問議員
ページ

一般質問内容

中尾 理明 P.13	1	防災対策及び関連事項について
	2	小規模住宅改修事業助成交付金制度について
	3	町の福祉政策について
森田 二郎 P.14	1	防犯対策について

一般質問とは？

議員が町の行財政全般、住民生活に密接していることに対して、執行状況または将来の方針、政策的提言や行政の課題などを町長や執行機関に直接質すことです。



若桜周辺の活断層と予想震度

Q 若桜町防災ハザードマップには、町周辺の地震の発生源活断層として、雨滝釜戸活断層、山崎断層帯北西部、鹿野吉岡

断層があり、震度6強から震度5弱以下の影響があるとされています。地震列島日本で、我が町だけが例外ではありません。耐震設計、



中尾理明

防災対策等

A 部分改修への補助等改善を図る

Q 補助拡大で住宅耐震化を

改修工事費補助の上限額を定めた範囲で全額補助し、住宅耐震化を促進すべきではないですか。

A (町長) 本町の住宅耐震化率は平成21年度末で40.3%、令和元年度末では49.6%と、まだ半数程度は耐震化されておらず、もっと助成制度が活用され、耐震化を進めていく必要があります。この1月に大野と加地集落対象に、耐震診断や耐震工事について、県建築士事業者協会の協力により、戸別訪問し、説明をしてきましたが、現時点

で耐震診断はありません。家全体を改修するのではなく、部分補強をする耐震の仕方、耐震シェルター、耐震ベッドといった部分改修も提案し、補助金の対象とする制度に改正していくと共に、対策の必要性の啓発や助成制度等の周知を図りたいと考えます。

福祉政策

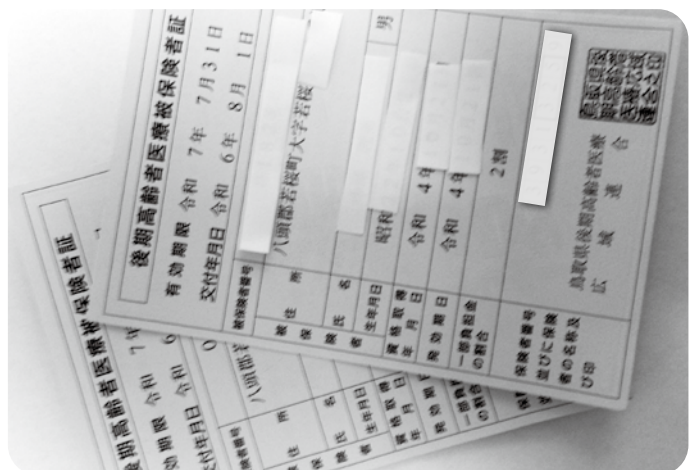
Q 紙の保険証使用は

A 法令に従う

Q これまでの紙の保険証は、社会保険は12月2日から1年間、国保、後期高齢者医療は7月31日まで使用できますが、その後は、マイナ保険証を持たない人には、これまでの保険証の代わりに資格確認書が発行

されることになりました。マイナ保険証の利用率は、令和7年1月22日の厚生労働省発表でも昨年までの利用率は25.42%と低迷しています。窓口でのトラブル等、マイナ保険証への不信任は解消していません。再度の法改正で、紙の保険証も使える事が必要と思いますが、考えを伺います。

A (町長) マイナ保険証は、確かに低い利用率ですが、以前と比べて伸びています。不信任は少しずつ解消されつつあると考えます。今後も法令に従い、メリットである情報連携により、質の高い医療の提供が可能となるよう、マイナ保険証の利用率の向上に努めていきたいと思っています。



現行の後期高齢者医療保険証



森田二郎



防犯対策

Q 町内に防犯カメラ設置で
犯罪抑止を

A 一部公共施設に設置済み
住民や県の考えで検討も

Q 近年、国内で
闇バイトに関
わった犯罪が多発して
います。これらの犯罪
の標的の多くは独居、

または高齢者宅です。
高齢者に限らず、子ど
もたちに対しても地域
の見守り機能が低下し
ていると思います。防

犯対策として、町内の
出入口や学校、通学路、
高齢者が多く居住する
地域に防犯カメラを設
置し、犯罪の抑止や事
件の早期解決につなげ
てはと考えます。町長
の所見を伺います。

A (町長) 防犯カ
メラの設置は、
プライバシーや個人情
報の保護などに十分な
配慮が必要です。県の
条例に準拠して、役場
庁舎玄関、道の駅、若
桜駅にカメラを設置し
ています。利用者の安
全確認や施設管理を目
的に、犯罪等が発生し
た場合は、防犯カメラ
としての役割も果たし

ます。来年度は、若桜
学園に不審者対策、児
童生徒の安全確保のた
めにカメラを4台設置
予定です。県は60歳以
上の世帯に屋外用録画
機能防犯カメラ等の購
入設置経費に助成する
制度を創設していま
す。本町でも、現在12
世帯が活用していま
す。来年度以降は、市
町村の予算で取り組
みます。現段階で、町内
の出入口や国道、県道、
町道等への防犯カメラ
設置は必要ないと考え
ます。

Q 防犯カメラが
犯罪抑止力にな
るためには、数が必要
だと言われています。
全国の調査では、多く
の自治体ガイドライ
ンを作り周知し、プラ
イバシー保護のマスク
ィング等を利用して、全
エリアに設置していま
す。公共施設への設置

だけでは、不足ではな
いでしょうか。

A (町長) 監視さ
れる社会が本当
によいのか、考える必
要があると思います。
防犯の観点でいけば、
住民の力で見守りをす
ること、防犯の効果
はあります。

Q 24時間の見守
りは困難です。
防犯カメラは、24時間
稼働します。今一度、
考えを伺います。

A (町長) 意見の
分かれるところ
だと思います。町民の
意向も伺い、県の考え
方も含めて、今後、検
討していければと思い
ます。



若桜駅防犯カメラ (上) 若桜駅防犯カメラ表示 (下)

鳥取県町村議会議長会自治功労者表彰並びに 全国町村議会議長会表彰

令和7年2月19日（水）、ホテルモナークで鳥取県町村議会議長会自治功労者表彰式並びに全国町村議会議長会表彰式が執り行われました。若桜町議会からは、議員1名、議会だより調査特別委員会が表彰されました。

議員の表彰

全国町村議会議長会表彰

○町村議会議員として16年以上在職し功労のあった者

八頭郡若桜町議会 議員 山本晴隆



山本晴隆

議会だよりの表彰

第32回 鳥取県町村議会議長会 広報コンクール表彰

○若桜町議会 議会だより調査特別委員会

最優秀写真賞



議会だより調査特別委員

全国町村議会広報クリニック



令和7年2月17日（月）、全国町村議会議員会館において開催された「全国町村議会広報クリニック」に、2名の議員が参加し、（公社）日本広報協会 広報アドバイザーの平本久美子氏から「町民目線に立った広報誌作成」の重要性について指導を受けました。

お詫びと訂正

令和7年2月に発行しました議会だより189号18頁において、「令和6年度鳥取町村議会議員研修会」の講師名に間違いがありましたので、お詫びをし、下記の通り訂正させていただきます。

講師 誤：地域公共交通プロデューサー・国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学院環境学研究科付属持続的共発展教育センター教授・滋賀大学データサイエンス学部 特別招致教授
太田雅幸氏



正：地域公共交通プロデューサー・名古屋大学大学院准教授
国土交通省交通政策審議会委員 加藤博和氏

委員会報告（抜粋）

委員長 山本 晴隆
副委員長 谷口 貴

儲かる
観光へ！

第3回常任委員会 若桜町観光協会法人化

説明（経済産業課・観光商工室）

1月21日に法人化している智頭町観光協会に、課長と岩見室長と若桜町観光協会会長、事務局長とで出向き意見交換を行った。

昨年6月から観光戦略会議を月に1回開催して、法人化について議論している。

意見

Q

（小林・谷口）観光戦略会議では、どんな議論をしているのか。

A

（室長）現在8回開催している。観光に関する情報交換がメインで、観光に対して取り組むべき課題を協議している。

Q

（委員長）智頭町観光協会との意見交換の内容は。

A

（課長）智頭町観光協会は旅行業の資格を取って旅行手配の手数料収入、物販手数料などで運営費の3割を儲けている。若桜町観光協会は何処を目指していくべきかを考える必要がある。

Q

（山本安）何のための法人化なのか。

A

（課長）補助金だけの運営からの脱却が1つの目指すところ。法人として自立した管理運営が必要。

Q

（中尾）意見交換は以前より予定されていたのか。

A

（課長）昨年末に話を聞いてみたいと思い計画した。

Q

（小林）観光にお金を使い、人件費を払って終わりなのか。智頭町のように3割でも稼ぐ意識で、もっと若桜をアピールして欲しい。

A

（課長）法人化に向けて、職員の意識改革が1番の問題だと思い進めている。

Q

（山本安）若桜町観光協会会長も方向性として法人化を考えているのか。

A

（課長）観光協会の総意をはかったわけではないが、法人化したい思いはある。

A

（町長）会長も自分の任期中に法人化したいと言っている。

O

（小林）10年以上前に議会と観光協会で見え交換した。職員の給料を町に出してもらうのはおかしいと話した。上川町長も観光でお金を儲ける町にしたいという考えを示されている。どうしたら儲かる観光地になるのか、観光協会の取り組みも考えて欲しい。



若桜町観光協会

○意見の標記



：質問・質疑



：回答



：意見

総務産業教育民生常任

常任委員会開催日

第1回月例常任委員会 1月8日

- 公共交通の今後 P19
- グリーンスローモビリティの導入・活用 P19
- 若桜鉄道の減便 P17
- 日本交通高速バス試験運行の状況 P17
- グリーンスローモビリティの導入・活用
- 氷ノ山実行委員会が管理するTバーリフト、マウンテンバイクの今後の活用等
- 氷ノ山町道等の路面凍結時の対応
- 指定管理の選考委員への状況説明
- 県道消雪ポンプの更新 P17
- 若桜・赤松地区水道統合計画
- 八頭消防署若桜出張所の建替えに係る用地提供
- プールの現状
- 若桜学園グラウンド整備状況

第2回月例常任委員会 1月23日

- 圧雪車（BP300）
- 学校給食の異物混入

第3回月例常任委員会 1月28日

- グリーンスローモビリティの導入・活用 P18
- 町借上げの賃貸物件
- 若桜町観光協会法人化 P16
- かりや横丁の活用

第4回月例常任委員会 2月10日

- グリーンスローモビリティの導入・活用 P18
- 若桜町八幡広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第5回定例常任委員会 3月4日

- 3月定例会会程予定の議案
- 一般会計補正予算（第8号）

第1回常任委員会 若桜鉄道の減便

説明（企画政策）

中国運輸局の保安監査の指導要綱で、国のガイドラインにより減便する。（運転手不足によるもの）

第1回常任委員会 日本交通高速バス試験運行の状況

説明（企画政策）

当初見込みより多くの方が利用され、6年度予算の上限に達しているが、打ち切らずに70万円程度増額して、1月末まで継続したい。

意見

Q (森田) 来年度の本運行の考え方は、通年の土日運行なのか。今回のような12月、1月やイベント月の運行なのか。

A (課長) 通年の土日祝日での運行を考えている。

第1回常任委員会 県道消雪ポンプの更新

説明（地域整備）

県道の若桜停車線と下三河線の消雪ポンプの更新を9月の補正予算で認めてもらっている。道路面積の按分で、県が62.83%、町が37.17%。全体の工事金額が2億5千万円で、町の負担額は約9千3百万円。出来高により金額は上下する。6年度と7年度の2ヶ年で行う。

高速バス
継続運行へ

委員会報告（抜粋）

計画の見直しを

方針を
確認

第3回常任委員会 グリーンスローモビリティの導入・活用

説明（企画政策）

第1回の常任委員会の意見をもとに運行内容を検討した。本格運行は、令和7年度中に実施予定。運行期間は冬季の12月から3月を除く月・木・金・土・日・祝日。運行時間は午前9時から午後5時。

意見

Q（委員長・山根）議員座談会を経て、提言書を提出した中に、グリーンスローモビリティの必要性を感じないとしている。目的をはっきりさせ、ランニングコスト等の見直しをして、議員に説明し協議を重ねていきたいという内容であった上での今回の協議だと思っている。

A（町長）第1回の常任委員会での公共交通の全体像を考えるなかで、コミュニティータクシーを各谷に広げ、若桜宿周辺は生活交通と観光の二次交通をグリーンスローモビリティでカバーしたいとして、町全体の説明をしたのが誤解をまねいた。議員の提言や質問を踏まえて再検討し、理解をしてもらえるところを探りながら議論していきたい。

A（副町長）冬季間でも天気をみながら運行を考えている。議員の方の考えも聞きたい。グリーンスローモビリティが走ると話題性もある。

Q（山本安）運行ルートに公共施設が入っていない。

A（課長）基本的には大通りを走る計画で全ての道を走るわけではない。運行区間はどこでも自由に乗り降り出来るので、施設の近くで乗り降りしていただきたいと思うが、検討したい。

Q（川上）観光はグリーンスローモビリティで、住民の移動手段は既存の車両で周遊バスが望まれる。グリーンスローモビリティは冬は寒いし、連休日もあり、観光客も休みなら困る。

A（町長）どこでも乗り降り出来る手軽な乗り物が若桜宿内には必要。例えば、S L的なデザインにして走れば、観光的な要素もある。

Q（山根）宿内をじっくり歩くのが観光のあり方で、グリーンスローモビリティは必要ない。住民のために走らせるのが良い。

A（町長）観光で使うべきではないという意見だが、公共交通で来られた方の二次交通が無いのが課題。

Q（谷口）面白い案内が出来る運転手を養成して欲しい。

A（副町長）はじめから、そのような人材を探すのは難しい。観光客の話題性が下火になるまでには、何かしらの付加価値を付けたい。

第4回常任委員会 グリーンスローモビリティの導入・活用

説明（企画政策）

（町長）生活交通用車両は車体のしっかりした冷暖房の効く車両とし、冬季も運行。観光用は開放感を味わえる車両とし、冬季は運休する方向に見直した。住民ドライバーで運行したい。利便性が高まるように、運行の改善を随時はいきたい。

（課長）生活交通は年末年始を除いて毎日運行。観光用は12月から3月を除き、毎日運行する。

意見

Q（山本安）実施主体が町、運行業務を民間団体、管理業務は交通事業者が行うとあるが、持続可能な事業をするのであれば、課題などの情報分析はどこが行うのか。

A（課長）町が声掛けをして、情報共有しながら進める。

○意見の標記



：質問・質疑



：回答



：意見

総務産業教育民生常任

第1回常任委員会 公共交通の今後

説明（企画政策）

現状の町内の公共交通は全域を網羅している。しかし、居住地により利便性や利用料に大きな差があるなど、様々な問題がある。路線バスを減便した時間帯にデマンド便の増車及び運行時間を拡充する。

4月1日よりデマンド便の料金を一律200円、3000円/月に運賃改定。

意見



(梶原) コミュニティータクシーの運転手の目途はついているのか。



(課長) 集落に出向いて話をしているが、苦勞すると思う。



(川上) 運転手の確保は、その地域とするのか。



(課長) 不特定で募集するが、地域に明るい方にそのエリアを担当していただく。



(小林) 町内の公共交通を整理するなかで、かなりの節約になっている。運転手の賃金などを出しおしめせずにいくべき。



(課長) 賃金の引き上げを考えている。



(委員長) 今年の正月のように長い休みだと、S マートが出来ても買い物に出られない。例えば3連休なら1回でも走って欲しい。

デマンド便
運賃改定提案書をもとに
導入

第1回常任委員会 グリーンスローモビリティの導入・活用

説明（企画政策）

令和6年12月18日付で、若桜町グリーンスローモビリティ導入・活用検討委員会より「グリーンスローモビリティの導入・活用に関する提案書」を受理した。

検討委員会メンバーは宿内自治会長、若桜学園PTA副会長、観光協会、商工会、住民代表、役場で構成。

意見



(中尾) 1回目の試験運行の結果で危ない場面があったが、対策はしているのか。



(課長) 2回目の試験運行では、それらを踏まえて行った。しかし、まだ改善の余地があり、今後も検討していく。



(川上) 導入の目的が、日常の様々な場面において高齢者等交通弱者の移動手段の確保なら、グリーンスローモビリティは観光に特化し、住民の移動は冬でも走らせられる周遊バスが良いのでは。



(課長) 周遊バスが100円の料金で運行出来るようであれば、今後検討していく。



(委員長) 議会として、この事業は必要ないと提言しているにもかかわらず、検討委員会の提案書をもとに説明をされたが、町としての考えなのか。



(課長) 町としても同じ様な形で進めて行きたいと考えている。

わたしの思い

このコーナーでは、令和6年3月に高校を卒業され、それぞれの旅立ちを迎えられた皆さんからのご要望や率直な意見、若桜への想いを紹介させていただきます。



「私の自慢のふるさと」

もりおか
森岡このみさん（西町）

私は春から倉吉の大学に進学し、若桜の自宅から若桜鉄道を利用して通学しています。通学時間がとても長く大変ですが、毎日若桜に帰って来ると安心するし、明日も頑張ろうという気持ちになれます。

幼い頃から親しんできた若桜の自然と、いつも優しく声かけをしてくれた若桜の人達がとっても大好きで、将来も若桜で生活したいと考えています。子どもたちと関わる事が大好きなので、保育士になろうと現在大学で勉強しているところです。

私は若桜が大好きで、若桜から出ようと思ったことはありません。だから、若者が県外の大学に進学しそのまま就職して帰って来ないのがなぜなのか分かりません…。「若桜にはなにもなくて不便で面白くない??」じゃあなんでそんなところに観光で来られるお客さんがたくさんいるのでしょうか。私は氷ノ山で働く親の手伝いをしながら、スキーや登山など山や川で遊ぶ多くのお客さんの素敵な笑顔をたくさん見てきました。

私達が当たり前だと思っていた川での遊びや、化石採り・森遊び等の体験が、ここでしか出来ないとても貴重な経験であったことにも気づきました。

都会に住んでいて若桜のような町に魅力を感じてくれる人達はたくさんいると思います。そんな人達に魅力を伝えられるように、もっともっと若桜で遊び、発信していきたいと思います。

意見・写真をお寄せください メール gikaidayori@town.wakasa.tottori.jp

QRコード



あとがき

今回の第190号は、今期13回目の発行となります。今年2月7日に開催された「全国町村議会広報クリニク」で指導を受けた所を見直し、より伝わりやすく編集しました。

また、町民の皆さまからのご意見やご感想も真摯に受け止め、編集に活かしていったらと考えていますので、ご協力の程よろしくお願ひします。

（記 谷口 貴）



議会だより調査特別委員会
委員長 森田 二郎
副委員長 谷口 貴
委員 川上 守
委員 梶原 明
議長 山根 政彦